

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を令和 2 年 6 月 1 9 日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の交付決定処分のうち、障害等級を 2 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、障害等級 1 級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、手帳の障害等級を 1 級に変更することを求めている。

「診断書」の記載内容（特に 4、5、6、7、8）、「基準 1」、「基準 2」、「留意事項 1」、「留意事項 2」及び「別添 2」で示されている内容を総合的に考慮すると、障害等級 1 級としないのは不適正であり、2 級から 1 級へ等級変更すべきです。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 2月 2日	諮問
令和 3年 3月 19日	審議（第53回第2部会）
令和 3年 4月 23日	審議（第54回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定し、また2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。

- (3) 法45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。
- (4) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

なお、法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

- (5) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則28条1項により、法45条4項の規定による手帳の更新申請の場合も同様とされていることから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、本件申請

時に提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分に取り消すべき理由があるとはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「自閉症スペクトラム障害 ICDコード(F84)」(別紙1・1)は、判定基準によれば「発達障害」に該当する。

「発達障害」による機能障害については、判定基準によれば、「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」が障害等級1級、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」が同2級、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」が同3級とされている。

イ 以下、これを前提に、請求人の機能障害の状態について検討する。

(ア) 本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」

欄には、別紙1・3のとおり、「推定発病時期」は「2016年5月頃」と記載され、「2016年5月頃に職場が合わないことから不眠、吐き気、動悸、胸痛が出現。同年11月より心療内科に通院し12月より休職。2016年11月〇〇クリニック(アルコール依存症の診断)、2016年12月〇〇メンタルクリニック(適応障害の診断)を受診し、2017年4月5日、〇〇病院精神科に転院。精査を受け発達障害と診断された。2017年8月に〇〇クリニックに通院。幻覚妄想状態のため2018年3月9日～5月31日、2019年2月1日～2月21日まで〇〇病院入院。退院後

は、〇〇クリニックに通院していた。〇〇から〇〇区への転居に伴い、同年10月11日当院初診。以降当院外来にて加療を継続している。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄は、別紙1・4のとおり、「抑うつ状態（憂うつ気分）」、「幻覚妄想状態（①幻覚、②妄想）」、「情動及び行動の障害（暴力・衝動行為）」及び「広汎性発達障害関連症状（①相互的な社会関係の質的障害、②コミュニケーションのパターンにおける質的障害、③その他（自閉傾向）」に該当し、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は、別紙1・5・(1)のとおり、「会社の人に監視されている、胃の中から虫があがってくるなどの妄想を認める。警察及び探偵に見張られているとの妄想もあり、通院時以外は外出することはなく、家の中に引き籠もっている。」と記載され、「検査所見」（別紙1・5・(2)）には記載がない。「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は、別紙1・7のとおり、「日常生活は著しく低下し、日常生活はヘルパーの援助にてなんとか維持している。」と記載されており、「就労状況について」は、「障害者雇用」と記載されている。

- (イ) これらの記載によれば、請求人は、現在、精神疾患である自閉症スペクトラム障害を有し、広汎性発達障害関連症状により、相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害が認められる。また、限定した常同的で反復的な関心と活動はみられず、感覚過敏については記載がない。広汎性発達障害における主症状について、具体的な記載はみられないが、長期にわたる職場における適応困難がよみとれ、おおむね過去2年間において、2回の入院に至る病状悪化がみられたことから、主症

状は高度と考えられる。一方、その他の精神神経症状については、憂うつ気分、幻覚、妄想、暴力・衝動行為が存在し、その程度については、「会社の人に監視されている」、「胃の中から虫があがってくる」、「警察及び探偵に見張られている」とされているが、障害者雇用で就労して、単身生活を送り、自ら通院のため外出していることから、その他の精神神経症状が高度とまでは認め難い。

(ウ) 請求人の機能障害の程度は、上記述べたところを、「発達障害」の判定基準等に照らして検討すると、障害等級1級に相当する「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」に該当する程度に至っているとまでは認められず、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」として、同2級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄は、別紙1・6・(3)のとおり、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」とされ、留意事項3・(6)の表からすると、この記載のみに限って見れば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級1級程度の区分に該当し得るともいえる。

一方、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄は、別紙1・6・(2)のとおり、8項目中、7項目（適切な食事摂取、身の清潔保持及び規則正しい生活、金銭管理と買物、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会的手続及び公共施設の利用、趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加）が、判定基準において障害等級1級程度に

相当する「できない」と、1項目（通院と服薬）が、判定基準において同2級程度に相当する「援助があればできる」と記載されている。

そして、「現在の生活環境」欄は、別紙1・6・(1)のとおり、「在宅（単身）」とされ、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は、別紙1・7のとおり、「日常生活は著しく低下し、日常生活はヘルパーの援助にてなんとか維持している。」と記載され、「就労状況について」は、「障害者雇用」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄は、別紙1・8のとおり、「その他の障害福祉サービス」と記載され、「備考」欄（別紙1・9）には記載がない。

イ 本件診断書の記載全般からすると、請求人は、精神疾患である自閉症スペクトラム障害に罹患し、ヘルパーやその他の障害福祉サービスを利用しながら、通院治療を継続し、在宅生活を維持し、障害者雇用で就労している状況にあると認められ、本件診断書において日常生活の程度や援助の内容及び頻度について具体的な記載がないなか、日常生活において常に援助がなければ、必要とされる基本的な活動まで自ら行えないほどの状態とまでは考えにくく、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって、「必要な時には援助を受けなければならない」程度（留意事項3・(6)）のものと判断することが相当である。

ウ したがって、請求人の活動制限の程度は、以上述べたところを、判定基準等に照らして検討すると、障害等級の1級程度には至っておらず、おおむね同2級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限との両面を併

せて総合判定すると、請求人の障害程度は、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（１級）に至っているとまでは認められず、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（２級）に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

- 3 請求人は、上記第３のとおり、本件処分について、障害等級１級に変更すべきと主張しているが、前述（１・(5)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級２級と認定するのが相当であることから（２・(3)）、請求人の主張に理由はないというほかはない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙１及び別紙２（略）